平成２７年（フ）第４２１号
北九州市小倉南区企救丘１丁目19番５号
債務者　中村　拓実
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２８号
北九州市若松区古前２丁目26番１号　ひびき園、住民票上の住所北九州市八幡西区大平台26番15号
債務者　前田　孝雄
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４４６号
北九州市小倉北区白銀２丁目２番７―301号
債務者　加藤　　直
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４５４号
北九州市八幡東区帆柱３丁目１番２―401号
債務者　清水　正和
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４５９号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番８―32号
債務者　松岡　友美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４６１号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番23―201号
債務者　行實　正和
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３２４号
名古屋市港区当知３丁目3905番地　当知住宅４棟801号
債務者　齋藤喜久夫
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１５号
神戸市垂水区名谷町292番地　カサベラ垂水ヴューテラス301号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘１丁目12番地の18　東急ドエル・アルス名谷つつじが丘309号
債務者　山本亜弥郁（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３７号
神戸市須磨区東落合１丁目５番167―804号
債務者　澁谷　英司
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３８号
神戸市須磨区東落合１丁目５番167―804号
債務者　澁谷　明子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５０号
神戸市兵庫区大開通５丁目２番27号　エクセルウィンD302
債務者　田中沙耶香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５２号
神戸市東灘区御影１丁目14番22―202号
債務者　三谷美沙子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５８号
大分市大字木上391番地の３（アージョスパジオ参番館101）
債務者　手嶋　祐樹
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９５１号
名古屋市中川区新家１丁目1203番地　宮田荘13棟705号
債務者　鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８５号
名古屋市中区栄１丁目25番33号ヤマジビル１Ｆ、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字南福崎737番地１　208
債務者　田附　裕次
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６４号
北九州市門司区松崎町７番１―401号
債務者　鴛海　大介
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部